

# 令和3年第3回下仁田町議会定例会会議録第5号（10月28日）

招集年月日	令和3年9月6日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年9月6日午前10時00分				議長	島崎紘一		
	閉会	令和3年10月28日午前10時23分				議長	島崎紘一		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 12名 不応招 0名 出席 12名 欠席 0名 欠員 0名	1	小井土光弘	○	○	7	佐藤博	○	○	
	2	大手博幸	○	○	8	千野榮治	○	○	
	3	佐々木信也	○	○	9	島崎紘一	○	○	
	4	岡田邦敏	○	○	10	堀口博志	○	○	
	5	木暮弘元	○	○	11	岡田武二	○	○	
【凡例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩崎正春	○	○	12	佐藤公夫	○	○	
会議録署名議員	6番	岩崎正春		7番	佐藤博				
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	岩井収		書記	佐藤里奈				
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町長	原秀男		福祉課長	岡野宏巳				
	教育長	茂木学		保健課長	永井邦佳				
	総務課長	岡野均		農林課長	佐藤茂治				
	企画課長	竹内誠		商工観光課長	佐藤圭司				
	住民税務課長	猪野ともえ		建設水道課長	佐藤正明				
	会計課長	柴田悦子		教育課長	林通典				

議 事 日 程 別紙のとおり

---

会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 議案第65号 下仁田町議会島崎紘一議長の不信任決議案について
- 2 議案第66号 下仁田町議会千野榮治副議長の不信任決議案について
- 3 議員派遣の件について
- 4 閉会中の継続調査申出書について

会 議 の 経 過

---

開 会 令和3年10月28日 午前10時00分

---

○議長 島崎紘一 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

新たな案件が提出されましたので、日程を追加し変更したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、議席にお配りしたとおり変更することに決定いたしました。

---

○議長 島崎紘一 ここで審議の都合により議長を交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時02分

○副議長 千野榮治 休憩を解いて再開いたします。

島崎議長に代わり、議事を進めます。

---

○副議長 千野榮治 日程第1、議案第65号 下仁田町議会島崎紘一議長の不信任決議案についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、島崎紘一議員の退場を求めます。

(9番 島崎紘一議員 退場)

○副議長 千野榮治 次に、提案者より提案理由の説明を求めます。

堀口博志君

(10番 堀口博志議員 登壇)

○10番 堀口博志 議案第65号。

下仁田町議会議長 島崎紘一様。

提出者、下仁田町議会議員 堀口博志。賛成者、同 小井土光弘、賛成者、同 大手博幸、賛成者、同 佐々木信也、賛成者、同 岡田邦敏、賛成者、同 木暮弘元、賛成者、同 佐藤博、賛成者、同 岡田武二。

下仁田町議会島崎紘一議長の不信任決議案。

上記の議案を、下記のとおり下仁田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出の理由。

下仁田町議会の長年の慣例として定められている議長職2年を遵守せず、辞職しないことは、議会の信用と信頼を失墜するものであり、議会の秩序を乱し、正常な議会運営を妨げることのみならず、議会が自ら制定した「下仁田町議会基本条例」でも謳われているように、住民の模範となり、規律を遵守すべき議会を冒瀆するものである。

よって、慣例に基づく議長職辞任を求め、ここに島崎紘一議長の不信任決議案を提出するものである。

○副議長 千野榮治 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(「質疑かい」の声あり)

○副議長 千野榮治 討論はこの後あります。

質疑はよろしいですか。ないですか。

(「なし」の声あり)

○副議長 千野榮治 では、質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

佐藤公夫君

(12番 佐藤公夫議員 登壇)

○12番 佐藤公夫 議案第65号に反対をいたします。

ただいまより反対の理由を述べさせていただきます。

下仁田町議会島崎紘一議長の不信任決議案とあります。

令和元年の通常選挙終了後の議会構成に当たって、島崎紘一君が8票の得票を得て議長になりました。それから2年間、島崎議長は町民、住民に一切

の迷惑をかけない議会運営を行ってきたというふうに認識しております。

提案理由の中に、「長年の慣例として定められている」と、定められておりません。

その下の、「議会の信用と信頼を失墜するものである」と、町民の皆様を果たしてどのような迷惑をかけられたのだろうか。執行側から提案される議案等、慎重に調査、審議をする中、異議のあるものについては提案を修正してもらい、コロナ禍の状況においても住民には一切迷惑をかけていない議長職だというふうに認識しております。

地方自治法でも決められている議長職4年、その法律を守りたいというのが島崎絃一君の主張であります。その法律を守りたいというものを、「規律を遵守すべき議会を冒瀆する」という理由になっていますけれども、そういうようなことは一切ない。

賛成者の皆さんもその辺のところはよく、過去の2年間、島崎絃一君がどのような議長としての行動をとって、議長としての発言をなさってきたか、2年間をよく振り返っていただきたいと思います。

まず、最大の一番の問題は、私が提案者になるのであれば、下仁田町議会島崎絃一議長の不信任決議案でなくて、私であれば、議長職辞職勧告決議案を提出する。

よって、このような不信任決議案には該当しない議長の行動であったということに反対をいたします。

○副議長 千野榮治 ほかに討論はございますか。

(「賛成討論しないんか」の声あり)

○副議長 千野榮治 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○副議長 千野榮治 挙手多数です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

ここで議長を交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時11分

再 開 午前10時13分

○議長 島崎絃一 休憩を解いて再開いたします。

○議長 島崎絃一 次に、日程第2、議案第66号 下仁田町議会千野榮治副議長の不信任決議案についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、千野榮治議員の退場を求めます。

( 8 番 千野榮治議員 退場)

○議長 島崎紘一 次に、提案者より提案理由の説明を求めます。

堀口博志君

( 1 0 番 堀口博志議員 登壇)

○10番 堀口博志 議案第66号。

下仁田町議会議長 島崎紘一様。

提出者、下仁田町議會議員 堀口博志。賛成者、同 小井土光弘、賛成者、同 大手博幸、賛成者、同 佐々木信也、賛成者、同 岡田邦敏、賛成者、同 木暮弘元、賛成者、同 佐藤博、賛成者、同 岡田武二。

下仁田町議会千野榮治副議長の不信任決議案。

上記の議案を、下記のとおり下仁田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出の理由。

下仁田町議会の長年の慣例として定められている副議長職2年を遵守せず、辞職しないことは、議会の信用と信頼を失墜するものであり、議会の秩序を乱し、正常な議会運営を妨げることのみならず、議会が自ら制定した「下仁田町議会基本条例」でも謳われているように、住民の模範となり、規律を遵守すべき議会を冒瀆するものである。

よって、慣例に基づく副議長職辞任を求め、ここに千野榮治副議長の不信任決議案を提出するものである。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

岩崎正春君

( 6 番 岩崎正春議員 登壇)

○6番 岩崎正春 千野副議長不信任決議案について、提出された副議長不信任案に反対の討論を行います。

そもそも副議長の任期は、法103条第2項議員の任期による4年と定められております。副議長は議長に辞職を申し出る行為をもって辞職することとわかれております。あくまで本人の自主的な辞職を申し出ることがまず前提であります。つまり閉会中でも辞職できるわけです。

我が議会では、過去の役職を見ても慣例の解釈も様々であり、今回のような場合、法138条に該当するような議会の品位に関わる明確な理由が見当たらない。また、不当行為防止条例に触れるような行為や暴言、蛮行行為なども見当たりません。

むしろ住民福祉のために精進、努力してまいりました。また、町民からも尊敬されている方だと思えます。

議論を重ねた上で、議論は議論として尊重しつつも、千野副議長は任期を全うし頑張りたいとしています。最終的には法の下に従い決着を求めるもので、上記の理由により同案には反対である。

以上です。

○議長 島崎紘一 ほかに討論ございますか。  
(「賛成の答弁やれよ、おい。賛成討論ができないようなら議案なんか提出するな」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
議案第66号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)

○議長 島崎紘一 挙手多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 ここで千野榮治議員入場するため、暫時休憩いたします。  
休 憩 午前10時20分  
再 開 午前10時21分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。  
会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しました議員派遣の件についてをお諮りいたします。  
配布書のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。よって、配布書のとおり議員派遣することに決定いたしました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第4、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

総務・社会経済常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長 島崎紘一 以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。  
お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては、議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

これをもちまして、令和3年第3回下仁田町議会定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

---

閉 会 令和3年10月28日 午前10時23分

---

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、  
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長                    島 崎 紘 一

---

署名議員                岩 崎 正 春

---

署名議員                佐 藤        博

---